

(地震：J-SHIS 地震ハザードカルテ)

地震ハザードカルテによると、震度6強以上の超過確率1.1%、6弱以上7.3%、5強以上32.9%、5弱以上747.7%となっている。

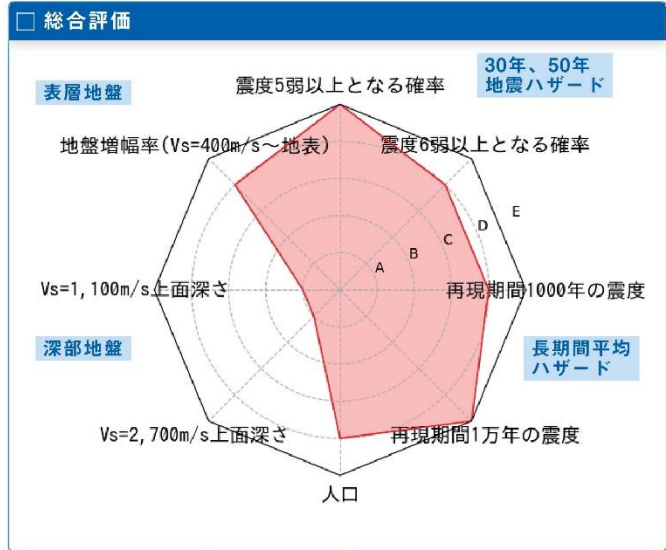
(地震：阿武町ゆれやすさマップ)

阿武町ゆれやすさマップによると、当会地域では奈古・宇田地区の一部が最大震度6強と予想されている。

※地域に影響の大きいと考えられる地震（萩北断層、三ヶ岳東方断層、徳佐 - 地福断層）を想定。

(ため池：阿武町ため池ハザードマップ)

阿武町では山間部の福賀地区にため池が多く存在している。平成25年7月山口・島根豪雨災害（8月15日に激甚災害および極地激甚災害に指定）の豪雨では石原ため池が決壊し下流の農地に被害が発生している。



阿武町 ゆれやすさマップ

ゆれやすさマップとは

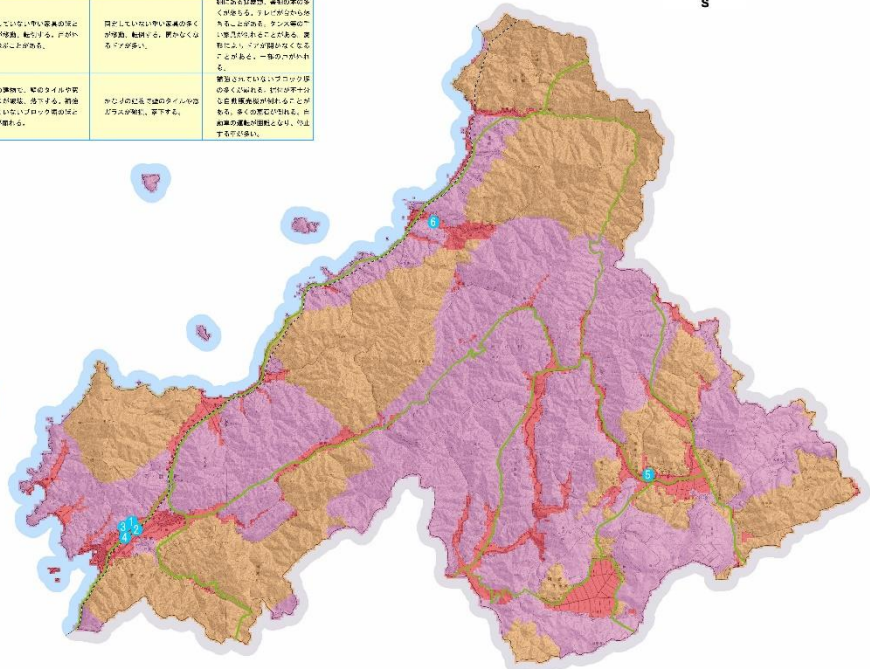
ゆれやすさマップは、発生の恐れのある地震による地盤の揺れやすさを「震度」として評価し、住民の地域方が適切な避難行動をとりやすくなることを目的とする。

このマップでは、阿武町の全地域を30mメッシュに分割し、メッシュごとに地盤の震度を求め、表示しています。このマップの作成にあたって、おもに以下の手順で調査を実施しています。

- ① 地盤の調査データに基づいて、地盤の硬さ（粘土層、二ヶ岳東方断層、徳佐 - 地福断層）を把握し、震度と震度の関係性を、図表などの形式で整理します。
- ② それぞれの地域について、地震の揺れの強さや震度の関係性を、図表などの形式で整理し、対象地域の震度と震度の関係性を、図表などの形式で整理します。
- ③ 調査する対象地域の地盤の硬さや震度の関係性を、図表などの形式で整理し、対象地域の震度と震度の関係性を、図表などの形式で整理します。

凡例

	震度5弱	震度5強	震度6弱
広域地盤	震度5弱	震度5強	震度6弱
人口	多い	多い	多い
巨内の状況	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく
巨内の状況	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく
巨内の状況	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく	巨内が少なく、巨内が少なく、巨内が少なく



避難場所一覧

番号	地区名	名称	連絡先
①	奈古	町民センター	08388-2-0501
②	奈古	体育センター	08388-2-0501
③	奈古	阿武中学校屋内運動場	08388-2-2032
④	奈古	県立奈古高等学校屋内運動場	08388-2-2333
⑤	福賀	のうそんセンター	08388-5-0211
⑥	宇田郷	ふれあいセンター	08388-4-0211

この地図は、国土地理院の承諾を得て、阿武町の指定地区（阿武町）を収録したものである。（発行所 阿武町 阿武町 阿武町 阿武町）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。 平成22年3月作成

(その他)

福賀地区を流れる大井川は、これまで氾濫を繰り返しており、平成25年7月山口・島根豪雨災害（8月15日に激甚災害および極地激甚災害に指定）では、大雨による氾濫で全壊2棟、床上浸水15棟、床下

浸水20棟の被害を出している（平成25年7月28日山口・島根豪雨災害調査報告（速報）
<http://committees.jsce.or.jp/report/system/files/201307yamaguchi-shimane.pdf>）。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 116者
- ・うち小規模事業者数 90者（令和4年独自調査より）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	16	13	地域内に広く分散
	製造業	14	14	地域内に広く分散
	卸・小売業	41	39	奈古地区に多い
	飲食・宿泊	9	8	奈古地区に多い
	サービス業	25	9	奈古地区に多い
	その他	11	7	地域内に広く分散
合計		116	90	

（３）これまでの取組

1) 阿武町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの配布
- ・民間企業との災害時応援協定の締結

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPおよび事業継続力強化計画策定支援
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・当会の職員は、不測の事態に対応するノウハウを理解し、他の機関との協力体制を構築し運用するスキルを身に着ける。また、事業者に助言を与えることのできるレベルの保険・共済に対する知識や実用上の注意点を獲得する。
- ・地区内小規模事業者に対し、セミナーやアンケートを通じて、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。尚、災害リスクには新型コロナウイルスの拡大を含む。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有をはかる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
- ・新型コロナウイルスの拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。

- ・事業者の事業継続力強化計画の作成を支援する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画またはBCPの策定支援 4件
計画の作成にあたって、可能な限り、新型コロナウイルスの拡大への対応を含む
- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認 50件
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と阿武町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会は、独自調査により把握している地域内商工業者情報を基に、多発する自然災害や新型コロナウイルスの拡大など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、阿武町が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響について説明する。さらに、自然災害による影響を軽減するための、取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。阿武町の取組みや対策の流れについても同様に説明する。
- ・ 商工会会報や阿武町広報、ウェブサイト等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 本会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年度事業継続計画を作成した。（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCPの策定支援を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
- ・ 自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 阿武町事業継続力強化支援ワーキング会議（構成員：当会、阿武町担当課）を1年に2回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当会と阿武町は協力して、自然災害が発生したと仮定して阿武町災害対策本部の設置を含めた。自然災害の発生を前提として、当会と阿武町との連絡ルート等の確認を行う。
- ・ 災害対策本部が適切に機能することを、訓練を通じて確認する。訓練は少なくとも1年に1度以上実施して、必要な手直しをおこなう。また、この訓練の記録は適切に保管される。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認、業務従事の可否の確認を行う。
- ・発災後12時間以内に会員の状況、地域の状況を把握する。
当会は、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の確認をおこない、阿武町災害対策本部会議（仮称）等を通じて阿武町と情報共有する。
- ・新型コロナウイルスの拡大の兆候が認識されたら、地域の状況を把握する。
当会は、大まかな感染拡大の状況等の確認をおこない、阿武町感染症対策本部会議（仮称）等を通じて阿武町と情報共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と阿武町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【例：豪雨災害の場合】

発災前

- ・警戒レベル3以上が発令した、あるいは職員自身の目視で危険を感じる降雨の場合は、出勤をせず自宅待機として、職員自身がまず安全確保をしたうえで、安全が確認された後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に役割が代替できるようにしておく。
- ・地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会等に報告をいただくよう、案内チラシ等を活用して周知する。

発災後

- ・当会は、大まかな感染拡大の状況等の把握に努め、阿武町災害対策本部会議（仮称）等を通じて情報共有する。
- ・被害状況の確認方法
職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）及び商工会システムにより関係機関へ情報送付
地域の各事業所から商工会への被害報告

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

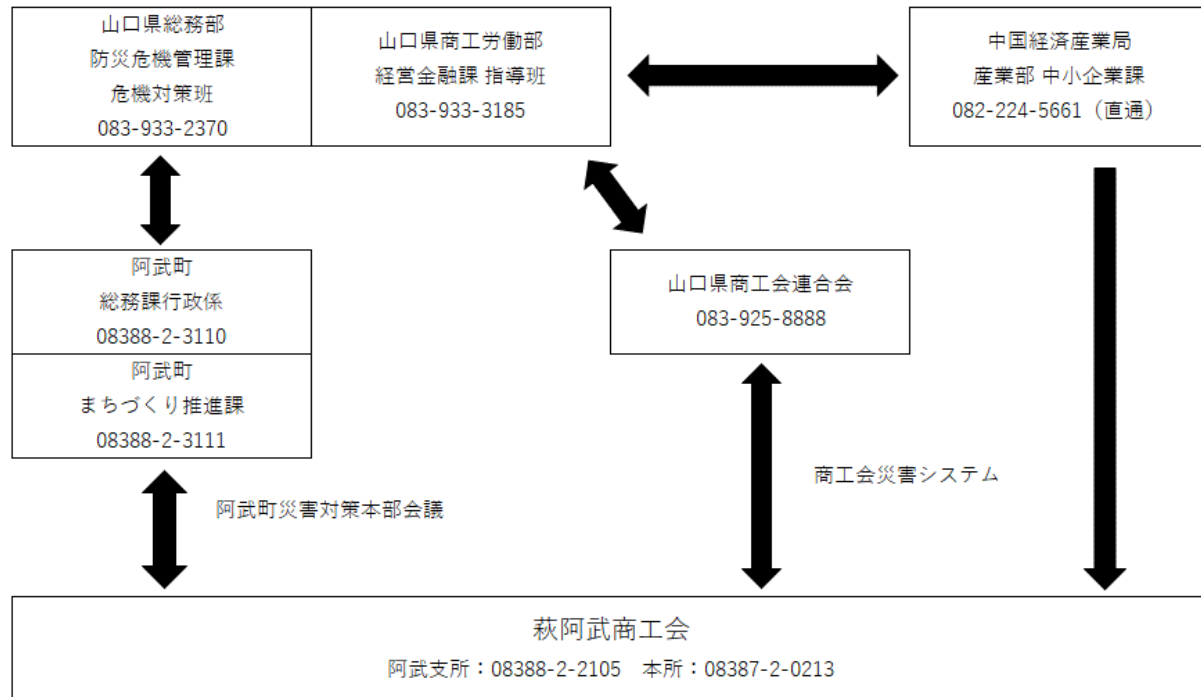
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と阿武町は「阿武町災害対策本部会議」の開催の都度、被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と阿武町は、自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
この目的のために、当会と阿武町は適切な情報収集をするために予め協議を深めておく。
- ・当会と阿武町は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め決める。
- ・当会と阿武町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、阿武町の「応急危険度判定」「建物被害認定調査」「罹災証明書の発行基準」等に照らし合わせて算定する。
- ・当会と阿武町が阿武町災害対策本部会議で共有した情報は、速やかに山口県へ報告する。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法と役割分担について、阿武町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当会は、安全性が確認された場所において、すみやかに相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、阿武町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

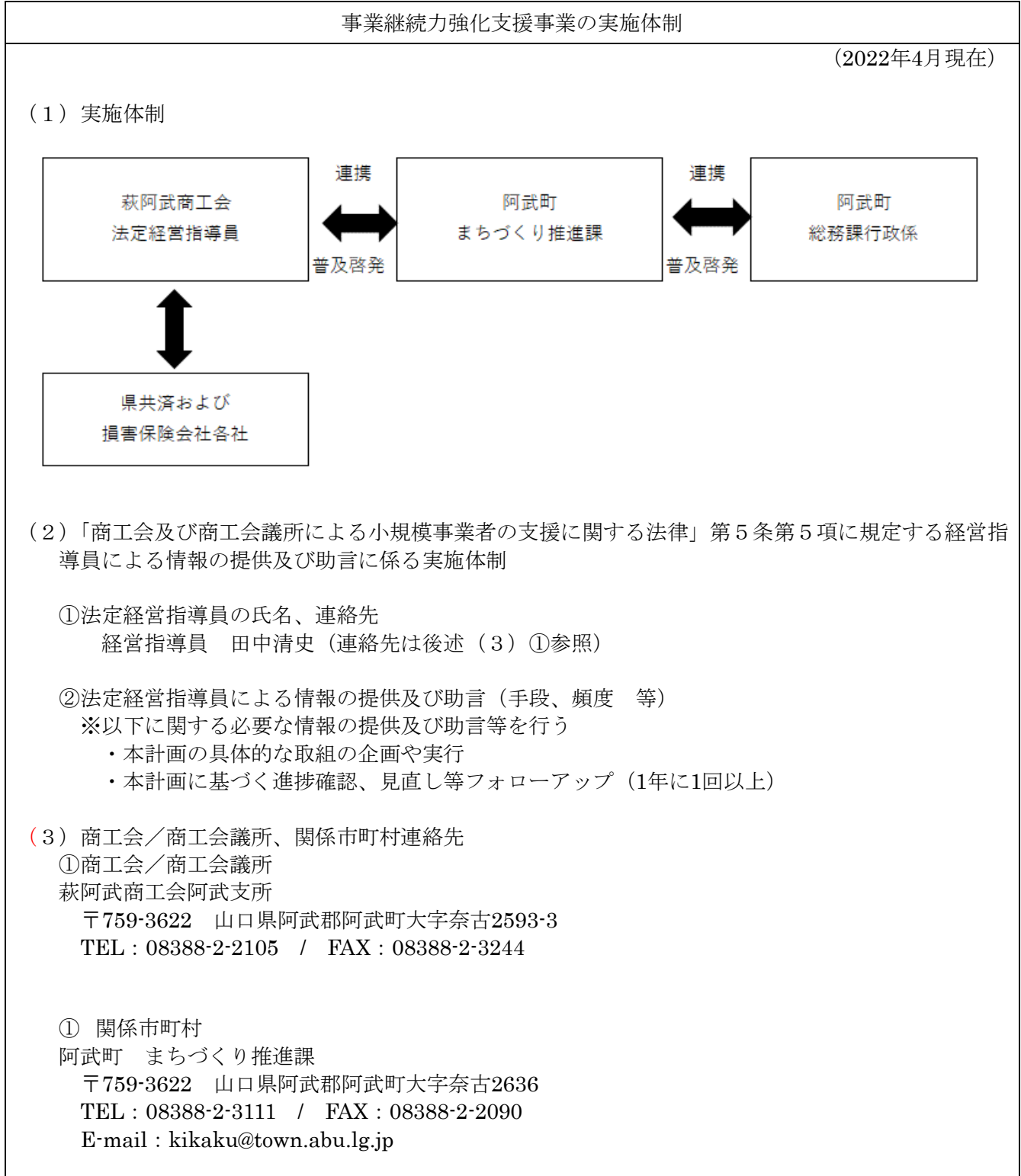
- ・阿武町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
必要な資金の額	100	205	205	205	205	100
・ 専門家派遣	50	100	100	100	100	50
・ 協議会運営費	40	40	40	40	40	40
・ チラシ作成費	45	50	50	50	50	45
・ ウェブサイト 更新料	15	15	15	15	15	15

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

*令和2年度は10月より事業を開始して、令和7年度は9月に事業を終了する。

調達方法
会費収入、山口県補助金、阿武町補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。